

情報案内

役場開庁時間 8:45 ~ 17:30
(土・日曜・祝日除く)

町民課
役場1階 税の関係
窓口1番 ☎47-2203
☎47-2193

土地・家屋価格等
帳簿の縦覧

固定資産税は、毎年1月1日現在で固定資産課税台帳に登録されている内容に基づいて課税します。

平成26年1月1日現在の課税台帳に登録された土地・家屋の価格などを帳簿により、次の日程で縦覧します。ご確認ください。

○縦覧対象者 本町に固定資産を有する納税者(代理人でも可能ですが、代理人であることを証明するものが必要です)
○縦覧期間 4月1日(火) ~ 6月2日(月) (土・日曜・

祝日は除きます) 8時45分 ~ 17時30分
○縦覧場所 町民課窓口
確定申告書もう一度確認を

確定申告書を提出したあとで、計算誤りや申告漏れなど申告内容に誤りがあったり、確定申告書の提出を忘れていた方はいませんか。税額を多く申告していませんか。ことに気付いたときは、「更正の請求」をして、正しい税額への訂正を求められます。

税額を少なく申告したことに気付いたときは、「修正申告」をして、正しい税額に修正してください。

申告を忘れていたときは、速やかに確定申告をしてください。

○問合せ 北見税務署個人課税第1部門 (☎23-7151)

行政相談委員に
気軽に相談を

国などの仕事やその手続き・サービスについて困りごとや苦情、ご意見、ご要望はありませんか。個人の秘密は守られますので気軽に相談ください。

○道路の段差を改善してほ

しい
○年金の通知がきたが、よく分からない
○雇用問題 など
○行政相談委員

清井 久美子さん
(西富 ☎47-3788)
○行政苦情110番 ☎0570-090110
もご利用ください。

福祉保健課
総合福祉センター窓口7番
☎47-5555

予防接種を受けましょう

赤ちゃんは成長するともに、お母さんからもらった病気に対する抵抗力(免疫)がだんだんと弱まってきます。これからも元気にすくすくと育っていくには、予防接種を受けることが大事です。

定期予防接種については、新生児訪問や郵送などで個別にお知らせしています。転入などにより、予防接種受診票がお手元にならない場合は、ご連絡ください。

○申請 利用する場合は、障害支援区分の認定や支給決定を受けるため、あらかじめ町に申請してください

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

補装具費の一部を支給

身体障害者手帳をお持ちの方が、義肢・装具・補聴器・車いす・つえなどの補装具を購入または修理する場合に、対象となるその費用の一部を支給しています。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

○利用者負担

談では、予防接種のスケジュールに関する相談も受け付けています。ぜひご利用ください。

○定期予防接種の種類
4種混合、3種混合、2種混合、ポリオ、麻疹・風しん混合、BCG、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチン

フッ素塗布で強い歯に
フッ素を歯の表面に塗ること、歯を丈夫にします。虫歯のない子に育てるために、フッ素塗布を受けましょう。

○対象 1歳6か月から未就学児
○自己負担 800円
○実施期間 平成26年4月 ~ 平成27年3月

○実施機関 町内の歯科医院
○問合せ 福祉保健課健康増進係

特定不妊治療費用の一部を助成

不妊症の治療を受ける人

付しています。原則として、各用具に定められた基準額の1割を利用者が負担することになります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

農工商課
役場2階 窓口13番
☎47-2116

「森林の所有者届出制度」
森林法により、森林の土地所有者となった方は、市町村長へ事後届け出が義務付けられています。

○届出対象者 個人・法人を問わず、売買や相続などにより、森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届け出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出をしている方は対象外です。

○届出期間 土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届け出をしてください。

○問合せ 農林商工課商工林務係

○問合せ 農林商工課商工林務係

乳用牛の実査結果 (平成26年2月1日現在)

町内の乳用牛は 5,567頭

	26年	25年	前年対比
飼育戸数	55戸	57戸	2戸減
飼育頭数	5,567頭	5,364頭	203頭増
1戸当たり飼育頭数	101.2頭	94.1頭	7.1頭増

心身障がい者巡回相談

北海道立心身障害者総合相談所では、心身障がい者の補装具・療育手帳判定などの相談を受けています。希望される方は、5月7日(水)までに福祉保健課社会福祉係 (☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番) へご連絡ください。

○とき 6月17日(火)6月18日(水)

○ところ 北見市総合福祉会館 (予定)

農地を「売りたい」「貸したい」
農業委員会があっせんします

農地の所有者から売り渡しや貸し付けの希望があった場合、農業委員会では、農業委員と町、農協の担当者で構成する「農地移動適正化あつせん審議会」において、価格や農地を購入したい方、借りたい方を協議して決めています。農地を売りたい、貸したい方は農業委員会に申出書の提出が必要です。詳しくは、地区担当農業委員、または農業委員会事務局 (役場1階) へご相談ください。

○問合せ 農業委員会事務局 (☎47-2204)